

公立大学法人埼玉県立大学職員健康診断業務委託契約書（案）

公立大学法人埼玉県立大学(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、甲の職員の健康診断の実施について次のとおり委託契約を締結する。

(趣 旨)

第1条 甲は、甲の職員の健康診断業務（以下「健診業務」という。）について公立大学法人埼玉県立大学職員健康診断業務委託仕様書に基づき健診を委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、仕様書別表1-1から別表1-11に定める検査項目について、検診を実施するものとする。ただし、法令で定められていない検査については、第2条第2項の同意に基づき検診を実施するものとする。

(健診に関する職員の同意)

第2条 甲は、甲の職員に、健診内容、健診結果の利用目的及びその取扱いについて十分に周知するものとする。

2 原則として、甲は甲の職員に、法令で定められていない検査項目に関して受診すること及び乙から甲へその結果を報告することについて、同意の有無を事前に確認したうえで、受診させるものとする。

(契約期間)

第3条 この契約の履行期間は、契約日から2026年3月31日までとする。

(契約単価)

第4条 この契約は単価契約とし、別表4に定めるとおりとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は次のとおりとする。

契約金額の10分の1以上（又は公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程第38条第3号に基づき免除）

(法令の順守及び善良なる管理者の注意義務)

第6条 乙は、法令を順守するとともに常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第8条 乙は、健診業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせる場合は、本契約書の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った

個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負ったものに対して次に掲げる事項を行わなければならない。また、甲は受託者に対し、第 26 条の検査を実施することができるものとする。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条、第 67 条、第 176 条及び第 180 条の適用を受けることの説明をすること

(2) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること

(3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

3 乙が健診業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合は、受託者の行為は乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が受託者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

（管理責任者の選任及び報告）

第 9 条 乙は、本件業務を遂行するに当たり、管理責任者を選任し、業務処理を行うものとする。

2 乙は、前項の管理責任者を選任したとき及び変更した場合は、甲に対し様式 1 の管理責任者選任（変更）届により報告するものとする。

（従事者の指揮命令等）

第 10 条 乙において、乙の従事者に対する業務履行に関する指示、労働時間等の指示、職場秩序の維持確保に関する一切の指揮命令は、前条第 1 項で定めた管理責任者がこれを行うものとする。

（業務従事者の監督）

第 11 条 乙は、本件健診業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、法第 66 条、第 67 条、第 176 条及び第 180 条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（様式 2）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第 27 条第 1 項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（履行期間の延長）

第 12 条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に健診業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、履行期間を延長することができる。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 13 条 健診業務の処理に関して発生した損害（個人情報の取り扱いにより、第三者に及ぼした損害等を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものと

する。

(業務の処理手順及び結果報告等)

第 14 条 乙は、第 1 条に定める仕様書に基づき実施した健診結果について、健診後 3 週間以内に甲に成果品を提出するものとする。

2 前項に基づき提出する成果品は、仕様書に基づき作成する。

3 乙は、健診業務を実施した結果、別紙「緊急連絡基準表」の緊急連絡基準値に該当した者がいた場合には、同表に記載する期間内に甲に対し、連絡をしなければならない。

4 乙は、第 1 条の仕様書に記載されている健診業務が全て完了し、かつ全ての成果品を提出したときに甲に対し、遅滞なくその旨を書面をもって報告するものとする。

5 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

6 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該健診業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

(委託金額の支払)

第 15 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、第 4 条に定める単価に健診完了した件数を乗じて得た金額に、これに係る消費税及び地方消費税（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を合わせた金額を甲に請求できるものとする。

2 甲は、適法な請求書を受領した日から当該日の属する月の翌月末までに、乙に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金等)

第 16 条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができなかったときは、遅延日数に応じ、委託金額に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が 100 円に満たないときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第 2 項の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が 100 円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第 17 条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託金額（この契約締結後、委託金額の変更があつた場合には、変更後の委託金額）の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の催告による契約の解除）

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

（甲の催告によらない契約の解除）

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 7 条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としてい

た場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（乙の損害賠償義務等）

第20条 第18条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

- 3 第18条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

（秘密の保持等）

第21条 乙は、健診業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（利用及び提供の制限）

第22条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件健診業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件健診業務を行わなくなった後においても、同様とする。

（個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第23条 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（複製等の禁止）

第24条 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の提供、返還)

第 25 条 乙は、甲に対し本件業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

2 前項の規定により、乙が貸与資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

3 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、甲から提供を受けた貸与資料等を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

4 甲は、第 3 項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、乙に対し、返還を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

5 前 4 項の規定は、乙が、本件健診業務を行う上で不要となった資料等について準用する。

6 前 5 項の規定は、第 8 条第 1 項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(検査権)

第 26 条 甲は、必要があると認めるときには、乙の本件健診業務の履行内容及び履行方法に関して口頭、書面により報告を求め、又は立入による検査を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に対し、本件健診業務の履行に関し必要な指示をすることができるものとする。

3 乙は、前項の検査に協力しなければならない。

(安全管理措置)

第 27 条 乙は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

3 甲は、個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対して必要かつ適切な監督を行う。

(安全確保上の問題への対応)

第 28 条 乙は、本件健診業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の個人情報の安全確保に係る事態である場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況

等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

- 3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第 29 条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（定めのない事項等）

第 30 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙、記名押印の上、それぞれその 1 通を所持するものとする。

2025年 月 日

越谷市三野宮 820 番地

甲 公立大学法人 埼玉県立大学

理事長

乙

(様式 1)

管 理 責 任 者 選 任 (変 更) 届

年 月 日

(あて先)

公立大学法人埼玉県立大学
理事長 田中 滋

所 在 地

商号又は名称

氏 名

公立大学法人埼玉県立大学職員健康診断業務委託について、下記のとおり、管理責任者を
選任（変更）したので、公立大学法人埼玉県立大学職員健康診断業務委託契約書第9条第2
項により報告します。

記

1 役職名

2 氏名

(様式2)

誓 約 書

私は、本件業務（契約業務名：公立大学法人埼玉県立大学職員健康診断業務委託）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 ○○○（乙の名称）
 ○○○（乙の管理責任者等の役職名）○○○○（氏名）

年 月 日

氏名

（注）ここで「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。